

## 第9 宿泊施設の確保に関する事項

### 1 宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方

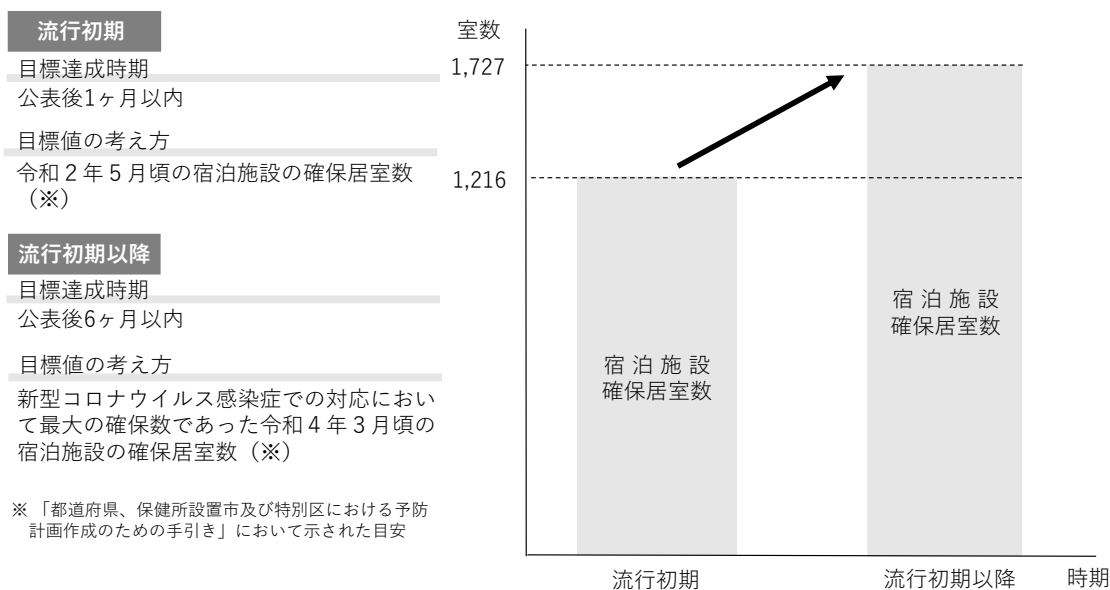
新興感染症が発生した場合には、重症者を優先する医療体制へ移行することも想定される。

そのため県は、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐなどの観点から、新興感染症の特性や、感染力その他新興感染症の発生及びまん延の状況を考慮しつつ、宿泊施設の体制を整備できるよう、県連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的に準備する。

### 2 県における宿泊施設の確保

県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における民間宿泊業者等との宿泊療養の実施に関する宿泊施設確保措置協定の締結等により、平時から宿泊施設の確保を行うとともに、感染症発生初期に民間宿泊業者等の協力を得られないことが見込まれる場合は、公的施設の活用を併せて検討する。

【図16 宿泊施設確保数推移イメージ】



### 3 関係機関及び関係団体との連携

県は、宿泊施設確保措置協定を締結する宿泊施設等との円滑な連携を図るために、県連携協議会等を活用する。

## 第9 宿泊施設の確保に関する事項

### 連携協議会委員等からの意見・要望

- ・年齢や症状によらず、一人暮らしや生活が分けられない方、医療・介護従事者の家族等を宿泊療養対象として拡大してほしい。